

○危機対策資金（知事特認）

区 分	融 資 条 件
融資の対象者	平成30年7月豪雨災害により被害を受け、所在市町村長から罹災証明を受けた中小企業者
対 象 地 域	県下全域（ただし災害関係保証適用地域は、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町 ※期限延長前と同地域）
資 金 使 途	災害の復旧に要する運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (注)
融資限度額	危機対策資金（危機関連）との合計で 8,000万円
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融 資 利 率	年1.15%以内
責任共有制度	一般関係保証適用の場合：対 象 災害関係保証適用の場合：対象外
保 証 料 率	無 料
担保・保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによる
信 用 保 証	保証付き
取 扱 期 間	平成30年8月1日（保証承諾分）から 平成32年1月31日（融資実行分）まで
取扱金融機関	中国銀行、トマト銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、もみじ銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、四国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、西日本シティ銀行、おかやま信用金庫、玉島信用金庫、津山信用金庫、水島信用金庫、備北信用金庫、日生信用金庫、吉備信用金庫、備前信用金庫、倉吉信用金庫、笠岡信用組合、商工組合中央金庫
申 込 手 続 き	融資を受けようとする中小企業者は、所在市町村から罹災証明を受けて、原則として取扱金融機関を経由して岡山県信用保証協会へ申し込む。

(注) 既往借入金の借換えは不可